

## 令和8年(2026年)第2回ニセコ町議会臨時会

令和8年(2026年)4月24日(金曜日)

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命について
- 5 議案第2号 請負契約の締結について(新ニセコ消防庁舎外構工事)
- 6 議案第3号 町税条例の一部を改正する条例
- 7 議案第4号 令和8年度ニセコ町一般会計補正予算

### ○出席議員(10名)

1番 高瀬 浩 樹	2番 大野 幹 哉
3番 高木 直 良	4番 榊 原 龍 弥
5番 高井 裕 子	6番 小松 弘 幸
7番 斉藤 うめ子	8番 木下 裕 三
9番 篠原 正 男	10番 青羽 雄 士

### ○欠席議員(0名)

### ○出席説明員

町 長	田 中 健 人
副 町 長	山 本 契 太
会 計 管 理 者	藤 志 伸
総 務 課 長	齊 藤 徹
総 務 課 参 事	尾 崎 文 哉
企 画 環 境 課 長	桜 井 幸 則
企 画 環 境 課 参 事	阿 南 孝 宏
企 画 環 境 課 参 事	川 埜 満 寿 夫
税 務 課 長	鈴 木 健
町 民 生 活 課 長	工 藤 亜 津 子
保 健 福 祉 課 長	富 永 匡
農 政 課 長	小 貫 直 人
農 業 委 員 会 事 務 局 長	

農政課参事	長田陽介
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	馬淵淳
商工観光課参事	市原俊樹
都市建設課長	橋本啓二
上下水道課長	重森省宏子
上下水道課参事	森玲
企画環境課参事	佐々木一茂
総務係長	大野百恵
財政係長	片岡辰三
教育長	淵野伸隆
総合教育課長	三橋公一
総合教育課参事	中川博紀
総合教育課参事	加藤紀孝
学校給食センター長	山口丈夫
こども未来課長	樋口範幸
代表監査委員	佐竹三郎

○出席事務局職員

事務局長	馬淵由香
書記	佐藤秀美

開会 午前 9時55分

◎開会の宣告

- 議長（青羽雄士君） ただいまの出席議員は10名です。  
定足数に達しておりますので、これより令和8年第2回ニセコ町議会臨時会を開会いたします。

◎開議の宣告

- 議長（青羽雄士君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程はあらかじめお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（青羽雄士君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、議長において1番、高瀬浩樹君、2番、大野幹哉君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（青羽雄士君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。  
お諮りします。  
本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ご異議なしと認めます。  
よって、会期は本日1日間に決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（青羽雄士君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、田中健人君、副町長、山本契太君、会計管理者、藤志伸君、総務課長、齋藤徹君、総務課参事、尾崎文哉君、企画環境課長、桜井幸則君、企画環境課参事、阿南孝宏君、企画環境課参事、川埜満寿夫君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、工藤亜津子君、保健福祉課長、富永匡君、農政課長・農業委員会事務局長、小貫直人君、農政課参事、長田陽介君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、馬淵淳君、商工観光課参事、市原俊樹君、都市建設課長、橋本啓二君、上下水道課長、重森省宏君、上下水道課参事・企画環境課参事、森玲子君、総務係長、佐々木一茂君、財政係長、大野百恵君、教育長、片岡辰三君、総合教育課長、淵野伸隆君、総合教育課参事、三橋公一君、総合教育課参事、中川博視君、総合教育課参事、加藤紀孝君、

学校給食センター長、山口丈夫君、こども未来課長、樋口範幸君、代表監査委員、佐竹三郎君、以上の諸君です。

◎日程第4 議案第1号

○議長（青羽雄士君） 日程第4、議案第1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） おはようございます。本日、よろしくお願いいたします。

それでは、議案第1号でございます。議案の3ページでございます。

日程第4、議案第1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命について。

下記の者をニセコ町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記

住所、虻田郡ニセコ町字富士見 164 番地 32

氏名、加藤紀孝、昭和 42 年 4 月 17 日生まれ

令和 8 年 4 月 24 日提出、ニセコ町長 田中健人。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に伴い、教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するということとなっており、今般ニセコ町の教育行政を大きく前へ進めていただきました片岡辰三教育長が、5月1日をもって退任をいたします。新たに加藤紀孝氏を教育長に任命したく、議会の同意を求めます。なお、加藤氏の任期は元教育長の残任期間でございます。令和8年5月2日から令和10年9月30日となります。

加藤氏の略歴については、議案の4ページ、そして5ページに掲載してございます。加藤氏につきましては人格高潔であり、あわせて、これまで各課にまたがる幅広い行政経験を有し、平成22年から3年間は総務課長、平成25年から6年間は教育委員会学校教育課長、令和7年から1年3か月は議会事務局長を、また、本年4月からは教育委員会総合教育課参事として機構改革担当を務めており、行政全般にわたる深い見識を有しておりますことから、このたび教育長として議会の皆様の同意を求めるといふものでございます。

議案第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第5 議案第2号から日程第7 議案第4号

○議長(青羽雄士君) 日程第5号、議案第2号 請負契約の締結(新ニセコ消防庁舎外構工事)の件から、日程第7、議案第4号 令和8年度ニセコ町一般会計補正予算の件、3件を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、議案の第2号でございます。議案の6ページをお開きいただきたいと存じます。

日程第5、議案第2号 請負契約の締結について(新消防庁舎外構工事)について御説明を申し上げます。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、規定によって議会の議決を求める。

記

- 1、契約の目的、新ニセコ消防庁舎外構工事
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、6,160万円。
- 4、契約の相手方、虻田郡ニセコ町字里美61番地1、牧野工業株式会社 代表取締役 牧野雅之

令和8年4月24日提出、ニセコ町長 田中健人。

本件は、今年11月の運用開始を予定しております新ニセコ消防庁舎について、その外構

工事に係る仮契約を可決いただく議案となります。主な施工内容として、車庫前のアスファルト舗装工事及びコンクリート舗装工事、それから擁壁工事、排水工事、植栽工事など、消防庁舎周辺の整備をいたします。契約金額が5,000万円を超えることから、議会の議決を求めるものでございます。令和8年4月15日に指名選考委員会を開催し、審査基準に基づき、工事の規模や必要とされる技術水準から、指名競争参加資格者のうち工事实績を考慮して、俱知安町の事業者3社、ニセコ町内の事業者3社を指名いたしました。令和8年4月20日に入札を行った結果、消費税抜きで最高額が5,630万円。最低額が5,600万円となり、牧野工業株式会社に落札したものでございます。なお、予定価格に対する落札額の割合、いわゆる落札率につきましては98.8%でございます。工事の工期については、議決の後、令和8年10月15日までを予定してございます。なお、当該工事の財源につきましては、緊急防災減災事業債70%の補填があるということでございますが、緊急防災減災事業債を活用して実施をするというものでございます。

議案第2号に関する説明は以上でございます。

続きまして、議案の7ページでございます。

日程第6、議案第3号 町税条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

町税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和8年4月24日提出、ニセコ町長 田中健人。

15ページまで飛んでいただきたいと思っております。議案の最終ページになります。そちらの下の提案理由を読み上げます。地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、所要の改正を行う必要があるため、本条例を提出するというものでございます。

次に、町税条例等の一部を改正する条例の概要という資料をご用意ください。この資料に沿いまして、内容を御説明させていただきます。主な改正内容です。まず一つ目、(1)軽自動車税環境性能割の廃止に伴う改正が一つございます。この主な内容ですが、環境性能割は軽自動車の購入時、取得価格が50万円を超える三輪以上の軽自動車に対し、車両の環境性能に応じた税率で賦課される仕組みの税で、令和元年に自動車取得税の廃止に代わり創設されたものでございます。このたび、この環境性能割が国の税制改正により廃止されることから、町税条例においても廃止に伴う所要の改正を行うというものでございます。なお、環境性能割は軽自動車に限らず、都道府県税である自動車税においても廃止をされます。これによりまして、本年の4月1日以降、新車・中古車に限らず、一定の金額を超える自動車を購入した場合に賦課される税が一つ減るということになるということでございます。また、環境性能割の創設以来から賦課されていた軽自動車税は、環境性能割の創設時に軽自動車税種別割と名称を変更することで区分をしてございました。しかし、この度の環境性能割廃止に伴い、軽自動車税種別割は従前の軽自動車税に名称を変更して取り扱われるということとなるというものでございます。

二つ目は固定資産の免税点の引上げでございます。この主な内容についてですが、物価高騰対策や企業の投資活動促進のため、固定資産税の免税点、課税されないで上限でござい

すがこの免税点が、下表のとおり引上げられるということでございます。表については御覧のとおりということでございます。

三つ目、暗号資産取引に係る課税の見直しに伴う所要の整備ということで、主な内容でございますが、このたび仮想通貨と呼ばれる暗号資産、これに伴う所得に対する課税の取扱いが抜本的に変更されるということから、法令に合わせた諸規定の改正や新設を行います。なお、制度改正の概要は次のページの表のとおりということでございます。

それから四つ目、(4) 関係法令の改正に伴う所要の改正ということで、①復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正も加えてございます。②バリアフリー化が求められる施設を特別特定建築物と定め、既存建物で条件に適したバリアフリー改修工事を行った場合、2年間固定資産税を3分の1減額するという規定を追加したということでございます。この改正条例の施行期日でございますが、令和8年4月1日といたします。ただし規定により異なるということございまして、その内容が下に書いてございますが、軽自動車税に関する規定は令和8年の4月1日が施行期日。それから、固定資産税の免税点の引上げは令和9年の1月1日、復興特別所得税の期間延長及び防衛特別所得税の創設に伴う改正が令和10年1月1日。最後に、暗号資産取引に係る課税の見直しに関する規定、これは金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌々年1月1日ということで改正期日が定められ、施行の期日が定められているというところでございます。

それでは議案の8ページにお戻りいただきまして、15ページまでがただいま御説明した改正を反映した改正条例の本文ということになります。そのほか条例の新旧対照表も載せてございますので、御審議の参考としていただきたいと思います。と存じます。

最後になりますが、15ページ一番下、条例改正に伴う住民参加の状況でございますが、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、住民参加の手続を要しないものとしております。

議案の第3号に関する説明は、以上でございます。

続きまして、補正予算の議案をお開きいただきたいと思います。1ページでございます。日程第7、議案第4号 令和8年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

令和8年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,263万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億180万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

令和8年4月24日提出、ニセコ町長 田中健人。

次2ページの第1表、そこから3ページにかけては、後に御説明する補正の内容の再掲でございますので省略をいたします。

4ページは飛ばしていただいて5ページ、こちらも再掲でございますので省略をし、6ページを御覧いただきたいと存じます。今回の補正額は合計で1,263万7,000円。内訳は国道支出金が23万2,000円、地方債が1,080万円、一般財源が160万5,000円ということでございます。

それでは、10ページの歳出から御説明を申し上げます。2款1項6目企画費、18節の光基盤整備負担金1,080万円の計上でございます。かねて地域から御要望のあった豊里地区への光回線基盤の整備を速やかに実施し、生活環境を整える必要があるため、施工事前設計など光回線の新設工事の整備に係る負担について補正をさせていただきたいということでございます。なお、当該負担金はN T Tに対し支払いを行います。当該事業の実施には、総務省の高度無線環境整備推進事業の活用を見込んでおりましたが、残念ながら採択がかなわず、事業費の8割支援がある辺地債、それから7割の支援がある過疎債を併用して財源に充てるということで実施をいたします。

ここで4ページにお戻りいただきまして、地方債補正でございます。光基盤整備事業として既に410万円を限度額とする起債をしてございますが、これに今回の1,080万円を追加し、右の欄、変更後限度額を1,490万円とし、起債を補正いたしたいということでございます。

10ページにお戻りいただきたいと存じます。次に12目財産管理費、13節職員住宅借上料116万5,000円の計上でございます。内訳でございますが、空き住宅が大変不足する中、職員住宅として借り上げをしている民間住宅の一部について、一部屋のみ空きができたという御連絡を受けまして、令和8年6月から年度末までの10か月間追加で借り上げをし、今後の職員の採用等に備えるための補正が62万円。また、年度中の職員採用や職員派遣等を受け入れるなど、短期で臨時的居住を確保する必要が生じた際のマンスリー住宅、こちらの3か月分の借り上げを想定した補正が54万4,500円。合わせて116万5,000円の補正をさせていただきたいということで計上をしております。

続きまして11ページ、3款1項1目社会福祉総務費、18節北海道自治体情報システム協議会負担金46万5,000円の計上です。これまで紙ベースで確認していた医療費助成、今回は療養介護医療費、それから肢体不自由児通所医療費でございますが、これについてマイナンバーカードでオンライン確認できるようにする仕組みを導入することに伴い、システム改修が必要となることから、北海道自治体情報システム協議会に対し負担金を支出するというための補正でございます。

続きまして12ページ、6款1項6目農地費、8節費用弁償8万8,000円の計上でございます。国営農地再編推進室において、当初予算に計上していなかったパートタイム会計年度任用職員の通勤手当について、町外の方を任用することとなったことから、通勤手当分の補正をさせていただくというものでございます。

その下、2項1目18節森林山村多面的機能発揮対策負担金3万2,000円の計上でございます。間伐や下草刈りなどに利用する森林山村多面的機能発揮対策負担金について、当初予算で見込んでいた金額に誤りがあったため、不足分を補正をさせていただくということでございます。大変失礼いたしました。今回に不足分3万2,000円の計上をさせていただいているというところでございます。

それから13ページ、9款1項1目18節羊蹄山麓消防組合負担金8万7,000円の計上です。ニセコ消防団が行う消火訓練のための標的と演習や山林火災などで利用する組立て水槽について、ニセコ支署が備品として購入するための費用を羊蹄山麓消防組合に負担金として支出するというための補正でございます。なお、当該備品は総額で68万7,000円でございます。羊蹄の組合においてコミュニティ助成事業による助成金60万円を活用してあげようということで、本町の負担はその残り分ということになります。

続きまして14ページ、10款4項高等学校費、4目寄宿舎管理費でございます。来年度の生徒の入寮に向けて改修を行う希望が丘寮について、当初設計施工一括発注により実施する予定で工事請負費について一括で予算計上をし、御同意をいただいているというところでしたが、改めて実施方法を検討した結果、このたびは設計業務を先行し、限られた工期内で回収できる範囲をあらかじめ決めてから工事に着手するということが今回の場合についてはそれがよいということで判断をし、予算を設計業務、施工管理業務、工事請負費、備品購入費の4つに分けて実施するとしていたため、当初予算の組替えを行う補正でございます。なお、これによる予算の増加はございません。まず12節のニセコ高校寄宿舎改修工事設計業務委託料990万円の計上でございます。二つ目ですが、ニセコ高校寄宿舎改修工事施工管理委託業務が504万9,000円。17節一般備品、1,000万円を計上してございます。これらを合わせると合計2,494万9,000円の減額となりますが、これを14節ニセコ高校寄宿舎改修工事でもって2,494万9,000円を減額し、工事請負費の予算額を1億2,505万1,000円といたします。なお、改修工事の内容については、設計業務の中で回収できる内容の詳細を決めますが、工事期間が冬季間をまたがることで内装を中心とした改修になる場合、主に床・打ち壁・天井の全面的な張り替え、トイレ・キッチン・洗面所・洗濯室の水回りの更新、それから浴室をユニットシャワーにする改修、男女別に区分けするためのユニットの設置、セキュリティ施設の設置、それからエアコンの設置などを実施したいと考えているところでございます。

続きまして、歳入でございます。7ページに移動していただきたいと存じます。15款国庫支出金、2項2目1節地域診療情報連携推進費補助金23万2,000円の計上でございます。歳出で御説明した紙ベースで確認していた医療費助成について、マイナンバーカードでオンライン確認できる仕組みを導入するに伴い、財源となる国庫補助金を補正するというものです。ちなみに補助率は2分の1ということで計上してございます。

次8ページ、20款繰越金、1項1目1節前年度繰越金160万5,000円の計上。今回の補正に当たり、歳入歳出の均衡を図るため、財源不足分を前年度繰越金で賄います。これが160

万5,000円でございます。

続きまして9ページ、22款町債、1項1目1節光基盤整備事業債1,080万円の計上でございます。歳出補正する光基盤整備負担金について、辺地債、一部過疎債の活用を見込んでいるということから、同額を増額補正をさせていただくということでございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。ただいまの起債によりまして、地方債の限度額が変更となるということで、起債の見込額見込みについての調書を掲載をさせていただきました。審議の参考としていただきたいと思います。

最後に、補正予算No.1の資料に、変更後の各会計の総額、総括、それから一般会計補正予算の内訳をまとめてございます。こちらについても、審議の御参考としていただきたいと思います。

議案の第4号に関する提案理由の説明は以上でございます。

これをもちまして、全体の説明を終了いたします。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（青羽雄士君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、10時45分まで休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時43分

○議長（青羽雄士君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議案第2号 請負契約の締結について（新ニセコ消防庁舎外構工事）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第2号 請負契約の締結について（新ニセコ消防庁舎外構工事）の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第3号 町税条例の一部を改正する条例の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高木委員。

○3番(高木直良君) 先ほど、地方税法の改正に伴う説明がございまして、4点の項目を説明していただきました。その中で最後にですね、復興税と防衛予算増税分の内容について説明があったと思います。それで私自身はですね、この復興税を減額した分を防衛増税に充てるということについては個人的には反対なんですけど、これはどのように地方税法の改正につながっているのか、新旧対照表でどこがこれに該当するのかを追加説明していただければありがたいんですけども、よろしく願いいたします。

○議長(青羽雄士君) 鈴木課長。

○税務課長(鈴木健君) 議案第3号の説明資料にお示ししてるとおりですね、適用箇所が本則でいきますと第34の7、附則につきましては第7条の4と9条の2の部分でございまして、ここに何が書かれてるかといいますと、まず34条の7に関しては寄付金の税額控除、例えば赤十字ですとかふるさと納税等々も含まれますけれども、そういった部分で寄付をすることで税金を下げますよという規定に関して書かれてる文言。それと、附則の第7条の4も同じく、寄付金に関する規定が書いております。9条の2に関しては、これから復興特別所得税ですとか防衛特別所得税という部分が新たに所得課税の部分で変わってくるということで、結局税金の計算に絡んでくる時に、この復興特別所得税ですとか防衛特別所得税というのは、発生した税金に関してさらにその分の数%を皆さんからちょうだいするという仕組みの税金になってるので、ここの部分で税額を控除する部分のもの、寄付金ですとかそういったものに関して連動して、ちょっと取扱いが変わってくるという部分がございますので、今のうちからきちんと条例の改正をしていくといったようなものになっております。今のお答えがうまく伝わってるかちょっとあれなんですけれども、一応私として今お答えできるのはこのような形になります。

以上です。

○議長(青羽雄士君) 高木議員。

○3番(高木直良君) 要するに、所得税法のほうは本則なんですけども、地方税法では計算上、寄付控除の計算にちょっと関わってるっていうぐらいの、ぐらいのって言ったらちょっとおかしいですけど影響があるので、こういう改正がありますというふうに理解しました。

○議長(青羽雄士君) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これより、討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり)

賛成討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了します。

これより、議案第3号 町税条例の一部を改正する条例の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより、議案第4号 令和8年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○3番(高木直良君) 14ページですね、教育費の工事関係。希望が丘寮の改修に関する当初予算1億5,000万、設計施工一括方式ということで当初予算が可決されております。それで先ほどの説明でちょっと腑に落ちないのがですね、設計施工一括方式でやる主な理由としては、分離分割するよりも工期が短縮でき、施行と設計を一括で出すことによってメリットがあるんだということが一般的に言われていることです。それに対して、先ほどの説明では逆に分割したほうが工期的には短縮できるというか、そういうふうにお話があったと思います。

もう一つは総額は変わりませんということなんですが、一般的には分離分割発注するとそれぞれに諸経費が生じてきますので、通常はそれを合算すると一括方式よりも高くなるのではないかと。一般的にはそういう仕組みだと思いますけれども、先ほど説明がありましたけれども、今回どういう理由で分離のほうが早くできるとなったのか、その辺もう少し補足的にお話ししていただきたいと思います。設計する際にやはり一定の調査をしたりしますから、それなりの時間がかかるんですけども、これからの工期、設計がいつまでに終わって、工事の着手がいつ頃で、最終的には年度未完了だと思いますけれども、そういった大まかな流れも含めて、再度説明をいただきたいと思います。

○議長(青羽雄士君) 三橋参事。

○総合教育課参事（三橋公一君） 高木議員の質問にお答えいたします。

まず当初1億5,000万の工事請負費ということで設計施工一括発注の予定を組んでおりましたが、ただその時点においては希望が丘寮をどのように改修をしていいかという方針なり内容なりがまだ何も定まっていない状態でありました。4月に入ってから実際に実務を進めていくにあたりまして、設計施工一括発注を行うにあたってはいろいろとプロポーザルなりを行う形になるかと思うのですが、そこまで仕様書なり要綱なりを準備するのにもですね、やはりこちらの方針を決めたり仕様書作成や要綱作成など踏まえてスケジュールを考えると、どうしても1か月以上かかってしまうということもありまして、それであれば今回実施設計の業務を先に進めた上で、その中で限られた工事期間の中で改修ができる内容を設計業務の中で決めて、そこから工事の発注をするほうがいいということで、今回判断させていただいたところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、この議会で補正予算を議決いただきました後、すぐに指名通知を行いまして、入札は来月に行いたいと考えております。設計業務の終わりについては、今のところ8月中旬を予定しております。そのあとすぐ工事の入札などを行いまして、施工発注のほうを進めていき、3月上旬頃には希望が丘寮の改修を何とか終わらせて、新年度の生徒の入寮に間に合わせるような形で進めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（青羽雄士君） 高木議員。

○3番（高木直良君） 大体状況分かりましたけれども、そうしますと実施設計の発注も間近ということですが、実施設計にたつての仕様書の作成準備等はほぼ終わっていると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（青羽雄士君） 三橋参事。

○総合教育課参事（三橋公一君） 設計業務の仕様書のほうにつきましては、作成のほうは終わっております。議決いただきました後、早々に設計業務の入札の準備を進めていきたいと思っております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 同じ件なんですけど、今御答弁をお聞きしてて、そうすると1.5億円の予算を決めたときには、仕様なり方向性、方針なりっていうのはまだ決まってない状態で1.5億というふうに決めたと。それで予算を通したということと、それから、一括発注と分割発注ですかね、これについても一括のメリット・デメリットを正確に判断した上で一括発注ということを決めたのではないということなんですかね。まず、予算の件とそれから一括か分割か個別かっていう話ですね。この部分が、その時点でどの程度確率的に確度の高いものになってたのかどうかというのがちょっと疑問であります。

それから、今回その上で、さらにそこで通した1.5億円という予算が変更ないというこれの角度もどのぐらいのものなのか、ちょっとその辺現時点での考えをお聞きしたいと思い

ます。

○議長（青羽雄士君） 三橋参事。

○総合教育課参事（三橋公一君） 榊原議員の御質問にお答えいたします。

まず1.5億の予算を決めた段階、3月の議会でお諮りした段階では、どこの部分を直すとか改修をするとか、そういったところまではまだ決まっていなかったということで伺っております。その中で当初は一括発注で予定をしておりましたが、4月に入ってからやはりプロポーザルを行ったりするための仕様書なり要綱作成なり、あとこちらの方針を決めていくにあたりまして、どうしても作業に時間を要してしまうということでしたので、今回分離発注ということで先に設計業務を進めさせていただきたいということでの御提案になります。

1.5億円の予算もですね、もともと工事請負費で1.5億円みていましたが、予算の中で設計業務、施工管理業務、工事請負費、あと備品購入費ということで分けさせていただきました。今地点では改修をどのあたりまでやるかっていうところについては、私も担当になってから希望が丘寮の中を見させていただきましたが、山本副町長からの説明もあったとおりに恐らく冬工事になるのも踏まえて、中の工事を中心した工事をせざるを得ないのかなというふうで考えております。中のクロス張り替えですとか、天井や床の張り替え、トイレ・洗面場・キッチンなど水回りの入替え、その他にもボイラーや照明についてもLED照明に変えたり、あとそうですね、それなりの諸々更新していかなければいけないと思っております。外回りのほうも見ましたところ、外壁も一部損傷しているところもございますし、玄関のタイルも少し剥がれているところもございます。屋根についても2年、3年前に塗装を行っておりますが、一部塗装が剥がれて錆が出ているところも見受けられますので、そういったところの張り替えも検討しなければいけないかと思いますが、まず実際に3月の上旬に終わらせて4月からの入寮に間に合わせなければいけないものですから、今回その設計業務の中では、1.5億円をまず4つに配分させていただき、その予算の中で設計・施工管理、工事請負費、備品購入費の執行をさせていただきたいと考えております。この予算の総額を超えた上で実施をするということは今現在は考えておりません。

○議長（青羽雄士君） 榊原議員。

○4番（榊原龍弥君） 御説明いただいた内容は理解したと思ってるんですけども、そうすると結局一括発注にしたことっていうのは、当初その時点では余り深くメリットとかおっていないと。

それから、1.59億っていうのは必要額というよりは1.59億の中でできるだけやるということのように聞こえたんですけど、そういうことでいいのかの確認です。

○議長（青羽雄士君） 淵野課長。

○総合教育課長（淵野伸隆君） ただいまの榊原議員からの再質問にお答えしたいと思います。

予算の編成当時、私のほうで担当していたところもありますので、改めて補足も含めて御

説明させていただきたいと思います。この希望が丘寮の改修につきましては、教職員住宅の確保と同時並行で議論を進めさせていただいたという経過がございます。その中で今年度、同時並行で高校の生徒募集を進めておりまして、その中で令和8年度については生徒が全て新しい教育交流センターのほうに入るとなり、希望が丘寮があげられるというところが決まってきた状況もあったものですから、急ぎ希望が丘寮を今年度改修させていただき、それから臨時寮と言われていた別館を教職員住宅に転用するという方針を決めました。それでこのような予算づけをさせていただいたというところでございます。

それから1.5億円の根拠でございますけれども、全く根拠がないというわけでもありませんで、おおむねの改修に係る建築単価などから想定した額を算出しております。ただ、現在物価高騰ですとかそういった状況もありますので、それに少し予備を加えた額で1.5億円という額を設定させていただいております。この部分については1.5億円がありきということではなくて、先ほど三橋参事からも説明させていただいたとおり、改修項目をしっかり必要な部分を積み上げて、その範囲内でやっていくということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

高井議員。

○5番（高井裕子君） 10ページの一番下になるんですけれども、職員住宅借上料のところ、民間の住宅を借り上げて62万円ということだったんですけれども、その62万円というのは1年分のことをおっしゃってるのか、ちょっと聞き逃していたかもしれません。

それから、臨時のマンスリーについては3か月ということだったんですけれども、参考までに臨時のマンスリーというのはニセコ町内かどうか教えていただけるとありがたいです。

○議長（青羽雄士君） 総務課長。

○総務課長（齋藤徹君） 今の6棟62万円っていうのは10か月分になります。1か月6万2,000円掛ける10か月というような御説明であります。マンスリーは町内の事業者、LEE不動産を想定しております。

○議長（青羽雄士君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第4号 令和8年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会の宣告

○議長(青羽雄士君) 以上をもって、今期臨時会の会議に付議されました事件は全て議了しました。

これにて令和8年第2回ニセコ町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 青羽 雄士 (原本自署)

署名議員 高瀬 浩樹 (原本自署)

署名議員 大野 幹哉 (原本自署)